

地域整備方針

(横浜市)

地域名称	整備の目標	都市開発事業を通じて増進すべき都市機能に関する事項	公共施設その他の公益的施設の整備及び管理に関する基本的事項	緊急かつ重点的な市街地の整備の推進に関し必要な事項
横浜山内ふ頭地域	<p>〔都市再生緊急整備地域〕</p> <p>京浜臨海部の西部に位置する山内ふ頭地域において、遊休地化している造船所跡地の土地利用転換により、みなとみらい21地区と一体となった横浜都心臨海部の複合拠点を形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○業務・商業・居住機能の導入による複合市街地の形成 ○建築物の耐震化等による防災機能の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○山内ふ頭地域へのアクセスを向上させるため、臨港幹線道路の整備 ○海への眺望が開けたプロムナードなど、災害時の避難路としても活用できる安全で快適な歩行者ネットワークの形成 ○街区内広場や緑地等の整備により、まちに緑のネットワークを形成するとともに、災害時の避難場所として機能する空地の確保を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○海に向かう空間的な広がりを確保するため、山側から海側に向けて建築物の高さを徐々に低くするなど、街並みの形成に配慮した都市開発事業の促進 ○建築物の不燃化、耐震化、延焼防止対策等により災害に強いまちづくりを推進